

## (仮称) 宇都宮市公共交通条例骨子(案) 解説

### ○ 前文

公共交通は、市民の日常生活における重要な移動手段であるとともに、欠かすことのできない社会インフラであり、持続可能な都市を形成していくために不可欠なものである。

しかしながら、個人の生活様式の多様化や集客施設の郊外立地による自動車への依存の高まりにより、公共交通の利用者数は低水準で推移しており、今後、バス路線の廃止、減便等のサービスの低下が進めば、利用者数はさらに減少し、公共交通の衰退が懸念される。

その一方で、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、誰もが自由に移動でき、生き生きとした社会生活を送ることができるまちを実現していくため、自動車等を利用できない子ども、障がい者、高齢者等に対する移動手段の確保はもとより、外出機会の増加による健康及び福祉の増進、交流の創出による地域及び経済の活性化等、まちづくりにおける公共交通の役割は大変重要となっている。また、脱炭素社会を実現するための環境への負荷の低減等、公共交通に対する社会的要求も高まっている。

このような状況の中、本市においては、中心市街地やそれぞれの地域拠点、産業・観光拠点にまちの機能を集約し、それらを利便性の高い公共交通等で連携した都市「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指しており、このネットワーク型コンパクトシティの形成を支える公共交通を将来にわたり持続可能なものとするためには、需要や地域特性に応じて適切に配置された階層性のある公共交通ネットワークの構築や多様な交通手段との連携、公共交通の利便性の向上、市民等による公共交通の積極的な利用を図ることなどが必要である。

よって、ここに、市が、公共交通事業者など関係者と密接な連携を図りつつ、主体的に公共交通の維持及び充実を図るための施策を推進し、さらには、地域社会全体で公共交通を支えていくよう、市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者が一体となって、公共交通の利用の促進に取り組み、将来にわたって持続可能な都市の形成に寄与するため、この条例を制定する。

#### 【解説】

本条例は、宇都宮市における公共交通の維持・充実と利用の促進について、基本となる事項を定める重要なものであるため、特に、条例制定の趣旨や決意を述べる前文を置いています。

第1段落では、公共交通の存在意義を示しています。公共交通は、市民の重要な移動手段であるとともに、日常生活や社会生活の基盤となるものであり、将来にわたって持続可能な都市を形成していく上で欠かすことのできないものであることを再認識する必要があります。

第2段落では、公共交通が置かれている状況を示しています。自動車への依存の高まりに伴い、公共交通の利用者数は減少し低水準で推移しており、公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

第3段落では、まちづくりにおける公共交通の役割や、公共交通に対する社会的要求を示しています。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられたSDGs（持続可能な開発目標）（※1）においても、福祉の増進や持続可能な都市の実現、気候変動の影響を軽減するための対策などが掲げられており、公共交通の重要性がますます高まっています。

第4段落では、本市が目指す都市の姿と、その都市を支える公共交通の在り方を示しています。

隣接町の編入合併により北関東の中核都市となった本市においては、人口減少や少子高齢化が進行する中であっても、誰もが自由に移動でき、生き生きとした社会生活を送ることができるまちの実現が重要であるとの認識のもと、それぞれの地域が持つ歴史や文化、地域コミュニティなど、地域の個性や特性を踏まえながら、中心市街地や各地域拠点、産業・観光拠点にまちの機能を集約し、それらを利便性の高い公共交通などで連携したネットワーク型コンパクトシティの形成を目指しています。このネットワーク型コンパクトシティにおける拠点間の連携に大変重要な役割を担う公共交通を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、鉄道を南北、LRT（※2）を東西の基軸として、バス路線、地域内交通（※3）などを効率的に配置した階層性のある公共交通ネットワークの構築はもとより、本市が「自転車のまち」として先進的な取組により推進している自転車や、徒歩などの移動手段との連携や利便性の向上を図ることで、市民や来街者など多くの方々に公共交通を利用し続けていただく必要があります。

第5段落では、条例制定の決意を示しています。市が、公共交通事業者等の関係者と連携を図りながら、主体的に公共交通の維持・充実を図る施策を推進するとともに、地域社会全体で公共交通を支えていくため、市、議会、市民、事業者、公共交通事業者が一体となって公共交通の利用促進に取り組むことにより、持続可能な都市を実現していくという決意を宣言するものです。

※1… 「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた世界共通の目標であり、2030年を達成年限とし、①社会（貧困や飢餓、教育など）、②経済（エネルギーや資源の有効活用など）、③環境（地球環境や気候変動など）に対応した17のゴールを統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

※2… 「LRT」とは、「Light Rail Transit」の略称で、各種交通との連携や低床式車両（LRV）の活用、軌道・停留場の改良による乗降の容易性などの面で優れた特徴がある交通システムをいいます。

※3… 「地域内交通」とは、地域住民の日常生活の移動手段を確保するため、地域住民による任意の団体が主体となって運営する乗合タクシーなどの公共交通をいいます。

## 1 目的

この条例は、公共交通の維持及び充実並びに利用の促進について、基本理念を定め、市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者の責務等を明らかにするとともに、公共交通の維持及び充実並びに利用の促進に関する施策（以下「公共交通に関する施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者が連携し、及び協働し、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続可能な都市の形成に寄与することを目的とする。

### 【解説】

本条例の制定目的を定めています。

本条例を定めることで、本市の公共交通に関わる各主体の責務や役割などを明確にするとともに、皆が一体となって公共交通に関する施策を推進することにより、将来にわたって持続可能な都市を実現していくことを示しています。

## 2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通 市民の日常生活若しくは社会生活における移動又は市を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。
- (2) 市 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 公共交通事業者 事業者のうち、次に掲げる者をいう。
  - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
  - イ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者
  - ウ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
- (6) ネットワーク型コンパクトシティ 将来にわたって市民生活の質を維持し、及び向上し、安全かつ安心で持続的に発展できるまちを実現するため、市が独自に目指す、都市拠点、地域拠点、産業拠点、観光拠点等にまちの機能を集約し、それらを利便性の高い公共交通等で連携した都市をいう。
- (7) 階層性のある公共交通ネットワーク 都市拠点と各拠点の間を結ぶ放射状の基幹公共交通及び幹線公共交通を軸に、支線公共交通等が効率よく連携した階層性を有する公共交通ネットワークをいう。

## 【解説】

本条例で使われている用語のうち、意義を明確にする必要がある用語について、定義付けをしたものです。

(1) 本条例において、「公共交通」とは、本市内で運行されている公共交通機関を意味しています。

具体的には、鉄道、L R T、路線バス、地域内交通、タクシーを意味しています。

(2) 本条例において、「市」とは、市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などの執行機関を意味しています。

(3) 本条例において、「市民」とは、本市に住んでいる人と、本市に通勤や通学をしている人を意味しています。

(4) 本条例において、「事業者」とは、本市内で事業や活動を行う法人や個人のほか、地域活動を行う団体などを意味しています。

(5) 本条例において、「公共交通事業者」とは、鉄道、L R T、路線バス、地域内交通、タクシーを運行する事業者を意味しています。

また、本条文の規定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第2条第2号における公共交通事業者の定義を参考としています。

### 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号） 抜粋

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（以下単に「鉄道事業者」という。）（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に同法による鉄道施設（以下単に「鉄道施設」という。）を譲渡し、又は使用されるものに限る。）

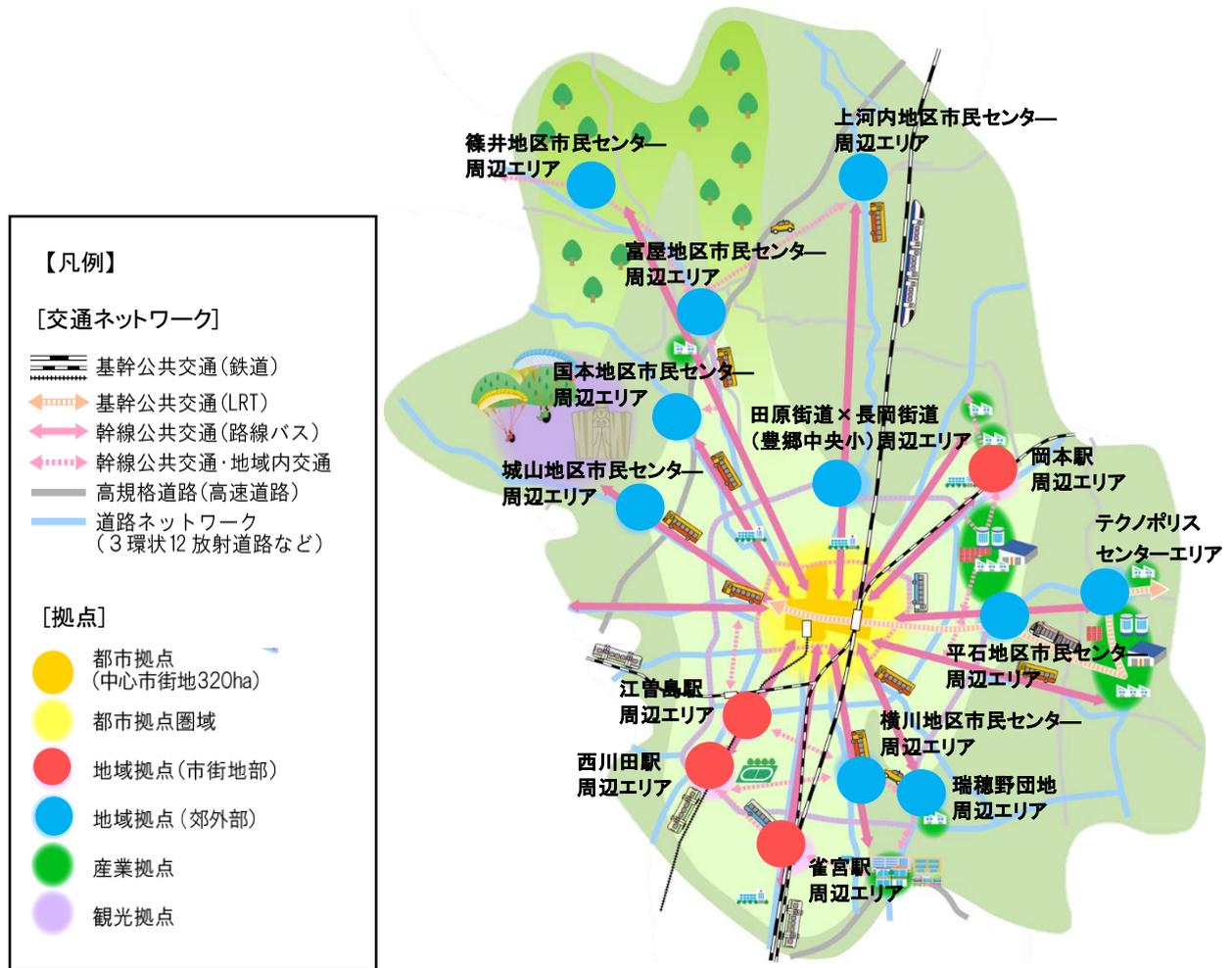
ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（第27条の8第3項において単に「軌道経営者」という。）（旅客の運送を行うものに限る。）

ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者並びに同法第79条の7第1項に規定する自家用有償旅客運送者（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する者として国土交通省令で定める者を除く。以下単に「自家用有償旅客運送者」という。）

ニ 以下略

(6) 「ネットワーク型コンパクトシティ」とは、本市が独自に目指す、都市の姿を意味しています。本市においては、各地域の個性や特性を踏まえつつ、病院や買い物などの生活に必要な機能や、高度な産業・流通に関する機能、観光に関する機能を集約する「拠点化」と、その拠点間を便利で快適に移動できるようにする「ネットワーク化」などを一体的に進めることにより、市民生活の質や都市としての価値・活力を高めることのできる都市の実現を目指しています。

【将来都市構造のイメージ】



※「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」(2015年2月)に基づき作成

(7) 「階層性のある公共交通ネットワーク」とは、基幹公共交通の役割を担う鉄道やLRT, 幹線・支線の役割を担う路線バス, 各拠点内の面的な移動をカバーする地域内交通などを, それぞれの特性に応じて効率的に連携させることで, 各公共交通を乗り継ぎ, 市内に住む誰もが移動可能な公共交通ネットワークを意味しています。

### 3 基本理念

公共交通の維持及び充実並びに利用の促進は、将来にわたる持続可能な都市の形成に向け、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 誰もが自由に移動でき、生き生きとした社会生活を送ることができるまちを実現し、人口減少及び少子高齢社会への対応、健康及び福祉の増進、環境への負荷の低減、地域及び経済の活性化等に資するという認識の下に行われること。
- (2) 階層性のある公共交通ネットワークの構築によるネットワーク型コンパクトシティの形成に必要不可欠であるとの認識の下に行われること。
- (3) 市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者の相互の理解の下に、連携し、及び協働して行われること。

#### 【解説】

将来にわたる持続可能な都市の形成に向けた、公共交通の維持・充実、利用の促進に関する基本的な考え方を定めています。

- (1) 公共交通の維持・充実、利用の促進に取り組む根本的な理由として、誰もが自由に移動でき、生き生きとした社会生活を送ることができるまちの実現があり、本市の様々なまちづくり施策とも密接に関係していることを十分に認識した上で取り組む必要がある旨を示しています。

なお、本市では、「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」において、高齢者や障がい者など日常生活や社会生活に身体等の機能上の制限を受ける方々が安全かつ円滑に利用できる公共交通等の整備に関する規定を設けており、当該条例の趣旨も踏まえつつ、誰もが利用しやすい公共交通環境の整備に取り組んでいきます。

#### 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例（平成12年3月24日条例第18号）

##### 抜粋

（公共交通手段の整備）

第28条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共交通車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう必要な整備に努めなければならない。

- 2 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等を運行するに当たり、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該車両等を利用できるよう案内標示設備の設置その他の必要な整備に努めなければならない。

- (2) 本市では、ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指していますが、このネットワーク型コンパクトシティの形成に大変重要な役割を果たす公共交通を将来にわたって維持・発展させていくためには、需要や地域特性に応じて適切に配置された階層性のある公共交通ネットワークの構築が必要不可欠であるとの認識の下に取り組む旨を示しています。
- (3) 公共交通を持続的に維持・発展させていくためには、各主体が連携・協働が不可欠であり、地域社会全体で公共交通を使い、支えていけるよう、互いの責務や役割を十分理解した上で取り組む旨を示しています。

## 4 市の責務

- 1 市は、前条に規定する事項（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共交通に関する施策を主体的かつ総合的に策定し、及び推進する責務を有する。
- 2 市は、前項の施策の策定又は推進に当たっては、市民、議会、事業者、公共交通事業者その他関係機関の理解を深め、その協力を得るよう努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者に対し、公共交通の維持及び充実並びに利用の促進に関する意識の啓発に努めなければならない。
- 4 市は、市民、事業者又は公共交通事業者が行う公共交通の維持及び充実並びに利用の促進に関する取組に対し、必要な支援に努めなければならない。

### 【解説】

- 1 市は、施策推進の担い手として、本市の様々なまちづくり施策と連携を図りながら、公共交通の維持・充実、利用促進に必要な施策を総合的に策定し、推進していく旨を示しています。
- 2 真に必要な施策の策定や、策定した施策を実効力のあるものとしていくためには、各主体の協力が不可欠であるとともに、周辺自治体や県、国等にも協力を仰ぐ必要があります。市は、各者に対し、施策について丁寧に説明するとともに、必要に応じて協議・調整を行うなど、協力を得る必要がある旨を示しています。
- 3 公共交通の維持・充実、利用促進を図るためには、公共交通の主要な利用者である市民や事業者に対し、「公共交通を地域社会全体で守り、支えていく」、「健康の増進、環境への配慮の面からも公共交通を積極的に利用していく」などの意識の醸成に取り組む必要がある旨を示しています。
- 4 市は、公共交通の維持・充実、利用促進に向けて、拠点間を結ぶバス路線の充実や、運賃施策、周知・啓発に関する情報発信など、本市のまちづくりと連携した各主体の取組に対して、必要な支援を行う必要がある旨を示しています。

### 【用語の解説】

「4 市の責務」から「8 公共交通事業者の役割」までにおいて、市、議会、市民、事業者、公共交通事業者に対する責務・役割を定めています。この中で、施策を推進する市及び市民の代表である議会については、その責任を明確にするため、「責務」としています。また、市民、事業者、公共交通事業者に対しては、公共交通をとともに支えていただきたいという思いから、「役割」としています。

## 5 議会の責務

議会は、基本理念にのっとり、市民及び事業者と連携し、市が実施する公共交通に関する施策の策定及び推進に関わるものとする。

### 【解説】

議会は市民の代表として、市民や事業者の意向の把握に努めるなど、連携を図りながら、市が実施する公共交通に関する施策の策定や推進に関わっていくことを示しています。

## 6 市民の役割

- 1 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する公共交通に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。
- 2 市民は、公共交通を積極的に利用するよう努めるものとする。

### 【解説】

- 1 市民にも、公共交通を支える一員であるという意識を持っていただき、市が実施する公共交通に関する利用啓発イベントへの参加や公共交通を便利に利用いただくためのサービスの活用、市や公共交通事業者に対する公共交通の利用促進につながるような意見の提出などを通じて、公共交通の維持・充実、利用促進を図るための施策に協力するよう努めていただく旨を示しています。
- 2 市民には、毎日の通勤、通学、買い物の際などに、移動手段として公共交通の選択肢がある場合には、公共交通の積極的な利用に努めていただく旨を示しています。

## 7 事業者の役割

- 1 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する公共交通に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、従業員の通勤等において、公共交通の利用を促進するよう努めるものとする。

### 【解説】

- 1 事業者にも、市民と同様、公共交通を支える一員として、市が実施する公共交通に関する利用啓発イベントへの参加や公共交通を便利に利用いただくためのサービスの活用などを通じて、公共交通の維持・充実、利用促進を図るための施策に協力するよう努めていただく旨を示しています。
- 2 従業員の通勤などにおける移動は日常的に行われるものであり、公共交通全体の維持や利用促進に非常に大きな効果が期待できるため、事業者には、公共交通によるエコ通勤の推進などにより、公共交通の利用を促進するよう努めていただく旨を示しています。

## 8 公共交通事業者の役割

- 1 公共交通事業者は、その社会的な役割を認識した上で、基本理念にのっとり、市が実施する公共交通に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。
- 2 公共交通事業者は、他の公共交通事業者と連携し、公共交通の利便性を向上させるとともに、市民及び事業者に対し、それらの情報を積極的に提供し、利用を促進するよう努めるものとする。
- 3 公共交通事業者は、その運営する公共交通について、利用者の意見を聴き、その運営に反映させるよう努めるものとする。

### 【解説】

- 1 公共交通事業者には、公共交通が、市民の日常生活に必要不可欠な移動手段であるとともに、本市のまちづくりにおいても重要な役割を担っていることを認識していただき、市と緊密に連携を図りながら、公共交通の維持・充実、利用促進を図るための施策の推進に協力するよう努めていただく旨を示しています。
- 2 公共交通事業者には、階層性のある公共交通ネットワークの構築に向けて、公共交通間の連携に配慮しながら利用者の利便性向上に取り組むとともに、情報発信等を行い、公共交通の利用促進に努めていただく旨を示しています。
- 3 公共交通事業者には、公共交通を持続可能なものとしていけるよう、利用者ニーズを把握し、自身の運営に反映させることにより、更なる利用促進につながるよう努めていただく旨を示しています。

## 9 各主体に共通した役割

市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者は、基本理念の実現に向けて、相互に情報交換を行い、かつ、協力関係を構築するよう努めるものとする。

### 【解説】

基本理念の実現に向けては、市、議会、市民、事業者、公共交通事業者が、それぞれの立場から、相互に情報交換を行い、協力関係を構築しながら、継続して公共交通の維持・充実、利用促進に取り組んでいくことが重要であると考えます。その実効性を確保するため、各主体の個々の責務・役割とは別に、共通する役割として明文化するものです。

## 10 基本施策

市は、議会、市民、事業者及び公共交通事業者との連携により、次に掲げる基本施策を推進するものとする。

- (1) 階層性のある公共交通ネットワークの構築及び交通手段間の連携に関すること。
- (2) 公共交通の利便性の向上に関すること。
- (3) 安全及び安心な公共交通環境の整備に関すること。
- (4) まちづくり施策と連携した公共交通に関する施策の実施に関すること。
- (5) 公共交通による環境への負荷の低減に関すること。
- (6) 積極的な公共交通の利用に向けた市民意識の向上に関すること。

### 【解説】

公共交通の維持・充実、利用促進を図るため、各主体が連携して取り組む事項を定めています。

- (1) 階層性のある公共交通ネットワークの構築に取り組むとともに、公共交通間や公共交通と多様な交通手段間における乗り継ぎ・乗り換えの機能向上、公共交通と多様な交通手段を使い分けながら誰もが自由に移動できる環境整備などに取り組んでいきます。

具体的には、鉄道・LRT・バス・タクシー・地域内交通の公共交通間やこれらの公共交通と自転車・徒歩などの交通手段間の連携、サイクル&ライド・パーク&ライドのためのトランジットセンターの整備、乗り継ぎ割引等の公共交通間で共通して利用が可能な交通系ICカード「t o t r a」の活用などに取り組んでいきます。

- (2) 公共交通を便利で快適に利用できるよう、利便性の向上に取り組んでいきます。

具体的には、鉄道・LRTによる定時性・速達性の確保、運行時間帯の拡大、運行本数の拡充、バスロケーションシステム（※1）の導入、待合施設の整備、利用しやすい運賃体系の整備に取り組むとともに、MaaS（※2）やAI（人工知能）、デジタルサイネージ（※3）などの最新の科学技術の活用により更なる利便性の向上に取り組んでいきます。

- (3) 公共交通を安全で円滑に利用できる環境の整備に取り組んでいきます。

具体的には、低床車両の導入や駅のバリアフリー化などに取り組んでいきます。また、自動運転や安全運転支援技術の導入などによる公共交通の安全性の向上や、近年、多発している地震、台風などの災害時における公共交通の安全性の確保にも取り組んでいきます。

- (4) 将来にわたって持続可能な都市を実現するため、様々なまちづくり施策との連携に取り組んでいきます。

具体的には、健康・福祉の増進を図るための外出支援や、中心市街地活性化や観光振興を図るための交通環境の整備など、様々な分野の施策と連携して公共交通に関する施策の推進に取り組んでいきます。

- (5) 脱炭素社会を実現するため、温室効果ガスの排出抑制など環境への負荷の低減に取り組んでいきます。

具体的には、公共交通の積極的な利用を促進していくとともに、公共交通車両への電気自動車や燃料電池車等のゼロエミッション（排出ガスゼロ）車両の導入推進などに取り組んでいきます。

- (6) 公共交通を持続可能なものとしていくため、公共交通の利用促進に向けた市民意識の向上に取り組んでいきます。

具体的には、健康増進や脱炭素化など公共交通を利用するメリットに加え、市内の公共交通の運行内容や運賃等のサービス内容を周知啓発するなど、様々な機会を捉えて幅広く市民意識の向上に取り組んでいきます。

- ※1… 「バスロケーションシステム」とは、スマートフォンやパソコンなどでバスの運行状況を確認できるシステムをいいます。
- ※2… 「MaaS」とは、「Mobility as a Service」の略称であり、鉄道、路線バス、タクシーなどの様々な公共交通や移動手段を一つのアプリなどで利用可能にするサービスをいいます。
- ※3… 「デジタルサイネージ」とは、公共空間や交通機関などの様々な場所でディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報発信を行うシステムをいいます。

## 1.1 基本施策の推進

- 1 市は、前条に規定する基本施策を総合的かつ計画的に実行するため、計画を策定しなければならない。
- 2 市は、前項に規定する計画の策定及び推進に当たっては、議会、市民、事業者及び公共交通事業者並びに国、県その他関係機関と意見交換並びに協議及び調整を行うための体制を整備するものとする。

### 【解説】

- 1 本条例の基本施策を着実に推進するため、基本施策の実行性を担保するための計画を策定する必要がある旨を示しています。  
なお、本市では、平成31（2019）年3月に策定した「第2次宇都宮都市交通戦略」に基づき、交通施策を推進しています。
- 2 計画の策定・推進に当たっては、議会、市民、事業者、公共交通事業者といった公共交通を支える各主体、さらには、国、県その他関係機関との意見交換や協議・調整を行うための体制を整備すべきと考えます。なお、計画の策定・推進に当たっては、海外を含めた先進事例の調査・研究や、有識者等への意見聴取も有効であると考えます。  
なお、本市では、宇都宮都市交通戦略で策定された交通政策を推進するための組織として、「宇都宮都市交通戦略推進懇談会」を設置しています。

## 1.2 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 【解説】

本条例に定めるもののほか、本条例の施行に関し必要な事項（細目や手続きに関する事項等）については、規則等により別に定めることを定めるものです。

○ 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。(予定)

**【解説】**

本条例の施行期日について定めています。